

鳥取県日野地区連携・共同協議会幹事会運営規程

(目的)

第1条 鳥取県日野地区連携・共同協議会規約(以下「規約」という。)第16条第3項の規定に基づき、鳥取県日野地区連携・共同協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、下記に定める事項について処理するものとする。

(1) 規約第4条(1)に掲げる事務の管理及び執行に関する軽易な事項の決定

(2) 規約第4条(2)及び(3)に掲げる事項に必要な資料収集、調査・研究、情報交換、調整等に関すること

(3) その他幹事会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の中から互選する。

(会議)

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第5条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について鳥取県日野地区連携・共同協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、鳥取県日野地区連携・共同協議会事務局庶務チームにおいて処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月23日から施行する。